

	鳥取県公報	令和 8 年 8 月 21 日（金） 第 9 8 1 5 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 告 示 知事指定薬物の指定（536）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（537・538）（企業支援課）・・・・・・ 2 ◇ 公 告 大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（2件）（まちづくり課）・・・・・・ 4		

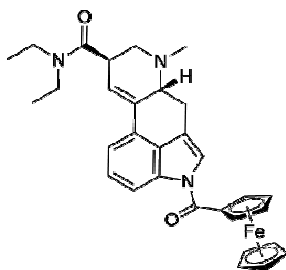
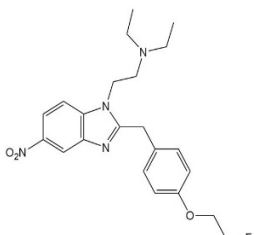
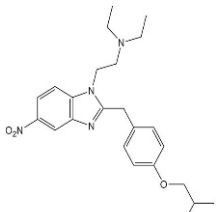
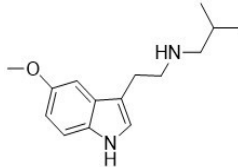
告 示

鳥取県告示第536号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
8-知(1)-4	1 F e - L S D	(8R)-N,N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類 
8-知(1)-5	F l u e t o n i t a z e n e	N,N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類 
8-知(1)-6	I s o b u t o n i t a z e n e	N,N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-メチルプロポキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類 
8-知(1)-7	5-M e O - N i B T、 5-M e O - i B T	N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類 

鳥取県告示第537号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス明治町店 境港市明治町122ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ドラッグコスモス明治町店
変更後 ドラッグコスモス明治町店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- 4 変更年月日
平成26年4月12日ほか
- 5 届出年月日
令和8年7月22日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年8月21日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第538号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモスタ日ヶ丘店 境港市夕日ヶ丘二丁目2-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ドラッグコスモスタ日ヶ丘店

変更後 ドラッグコスモスタ日ヶ丘店

4 変更年月日

令和4年4月22日

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年8月21日から4日間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

公 告

令和8年5月29日付鳥取県公報第9793号で公告したドラッグコスモス鹿野店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和8年9月4日までに知事に意見書を提出することができる。

令和8年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和8年5月29日付鳥取県公報第9793号で公告した（仮称）ダイレックス鳥取駅南店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和8年9月4日までに知事に意見書を提出することができる。

令和8年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治